

○選手宿舎の整備・改善指針

競輪開催運営ガイドライン2-4

(平成26年 3月27日競輪最高会議)

選手宿舎（以下「宿舎」という。）は、厳正な選手管理を行い競輪の公正安全を確保するとともに、選手に十分な休養を与え安全かつ敢闘精神あふれる競走を確保するための重要な施設であることから、その整備・改善に当たっては、建築基準法、消防法等建築物関係法令による基準を遵守するとともに、下記の整備・改善指針に適合するように行うこととする。

1 所有者

宿舎は、競輪の公正な運営に不可欠な施設であることから、その所有者は、原則として、その競輪場を主として使用する施行者とする。

2 宿舎運営

- (1) 施設の維持管理は、所有者の責務とすること。
- (2) 運営業務の管理は、当該競輪を開催する施行者の責務とすること。

3 設置場所

宿舎は原則として、競輪場内又は競輪場に隣接する場所とすること。

4 設備

(1) 宿泊室

- ① 定員は、4人以下とすること。
- ② ベッドは、1段式とすること。
- ③ 個人の専用部分は、ベッドとそれに付帯するロッカーからなるものとすること。
- ④ 1人当たりの面積は原則7㎡以上とすること。
- ⑤ 定員が2人以上の場合には、共用部分として、畳数6畳程度を設けること。
- ⑥ 入口ドアは、危険防止のため内開き又は引戸式とすること。

(2) 食堂

- ① 宿泊者全員が、一時に利用できる広さを確保すること。
- ② 多目的利用を考慮すること。
- ③ 厨房は、宿泊者全員が一時に利用するために必要な設備、面積を確保すること。
- ④ 一人当たりの面積は、1.5㎡以上とすること。

⑤ 売店を併設すること。

(3) 浴室

① 浴室の広さは、宿泊定員の少なくとも20%が同時に利用できるものとする。

② 浴槽の広さは、宿泊定員の少なくとも10%が同時に入浴できるものとし、一人当たり1.5㎡以上とすること。

③ カランの数は、宿泊定員の10%以上の数とし、その設備はシャワー付の混合水栓とすること。

④ 脱衣所の広さは、入浴定員の1.5倍の者が利用できる広さとし、隣接した場所に便所を設置すること。

(4) その他の設備

① 休養室……宿泊室に近接した場所に確保すること。

② 娯楽室……ソファ等を設置し、宿泊室から離れた場所に確保すること。

③ 救護室……簡単な治療ができる設備とし、事務室に近接した場所に確保すること。

④ 洗面所・便所……各宿泊室から便利な場所に必要な数を設置すること。洗面所については、個別のものとする。便所は、各所に一個以上は洋式便器を設置すること。

⑤ 洗濯場・物干場……物干場を確保できないときは、乾燥機を設置すること。

⑥ トレーニング室

⑦ 駐車場

(5) 付帯設備

① 空調設備……各部屋において調整可能な設備とすること。

② 給湯設備……ボイラー式とし混合水栓とすること。

③ その他……体を休めることを目的とした設備等も設置すること。

(6) その他

衛生管理及び宿泊者の安全等が、充分配慮された施設、設備とすること。

附 則 (平成26年3月27日競輪最高会議)

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。